

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

I. 評価点

【基本認識】

- ・ p.75の【基本認識】の1および2段落目にて、「固定的な性別役割分担意識…男女に中立に機能しない場合がある」こと、「個人の生き方が多様化…機会が確保されるため」であることに言及されていることを評価します。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.77の1(2)イ⑤で、「医療・介護分野における…人材の…雇用管理の改善を図る」と書かれていることは評価します。実質的に実行されるよう求めます。

II. 課題

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.76～の1(2)イ「男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」について、表層的な記述にとどまっています。例えば、現状保育所では、いわゆる育休明けでないと保育所に入れませんが、「ならし保育」があるために、育休明け直ぐは短時間勤務となり、結果として女性の職場復帰の遅れる場合が多くなります。「ならし保育」を育休明け前よりできるようにするなど、より詳細に、実態として何が「男女の多様な選択」を阻んでいるのか、分析して取り組みに落とし込むよう求めます。

III. 要望

【基本認識】

- ・ p.75で、「男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行が必要」であることに言及するよう求めます。多様な選択を可能にできる社会を実現するには、世帯を政策単位とする制度では限界があります。
- ・ p.75の2段落目「ワーク・ライフ・バランスや働き方改革」を「男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える取組」に変えるよう求めます。「ワーク・ライフ・バランスや働き方改革」という言い方では曖昧です。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.75の1(1)について、【基本認識】を受け、制度見直しの方向性に「固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映せず結果的に男女に中立に機能するよう」および「男女の多様な選択を可能とする」も加えるよう求めます。
- ・ p.76の1(2)について、有償労働のみに価値を置きすぎています。「無償労働の貨幣評価」(内閣府経済社会総合研究所、令和元年6月17日修正)にもあるように、家事・育児・介護その他の無償労働は、有償労働同様に価値があります。女性が働く意欲を阻害されない諸制度に加えて、すべての個人に無条件に所得を保障するベーシックインカムを導入、労働時間の短縮および男性の育児・介護休暇取得率向上を確実にする諸制度など、男性が家事や育児や介護を選択できる制度(税制・社会保障制度を含む)の検討を「具体的な取組」に含めるよう求めます。

- ・ p.76 の1(2)について、ア「働く意欲を阻害しない制度等の検討」とイ「男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」だけでは不十分です。第3次基本計画のように「男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討」および「政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等」についても取り組むよう求めます。
- ・ p.76 の1(2)ア② について、旧姓の通称使用が拡大しても、公文書の変更等が必要であることに変わりはなく、結婚に際し男性の氏を選ぶ例が95%以上であることを考えると、「男女に中立」とはいえません。女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解の Paragraph 13 にもあるように、「遅滞なく」「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正する」よう求めます。
- ・ p.76 の1(2)ア③ について、「民法改正等に関し、検討を進める」点に、民法772条を加えるよう求めます。前夫ではない男性が父である割合が高く、772条は現状に合っていません。妊娠・出産に加えて嫡出否認のための手続きを取ることは、母親にとって精神的にも経済的にも大きな負担です。DVのある場合は危険でもあります。加えて、この規定により、出生届出が遅れたり、戸籍が作成されないままとなる等、子の福祉を害する場合もあり、改正が必要です。
- ・ 同 p.76 の1(2)ア③ について、多様な選択を包摂できる社会を実現するには、戸籍制度、男女に限定した結婚制度、および世帯主制度に代わるものとして、多様なパートナー関係の平等性を確保し得るパートナーシップ制度の導入が望まれます。「具体的な取組」として、「諸外国の先進例にも学びつつパートナーシップ制度の導入を検討すること」を加えるよう求めます。
- ・ p.78～の2(2)に、以下2点を盛り込むよう求めます。
 - 女性差別撤廃条約の選択議定書の早期批准
 - 欧州連合の人権裁判所のような、セクハラなどの性犯罪を含む人権侵害を国に直接訴えられる国内人権機関の設置
- ・ p.78 の2(2) ①について、人権に関する正しい知識の普及は、保育園や幼児教育の場から行うこと、そのために、特に保育士・幼稚園教諭・教員に対する人権に関する教育に力を入れるよう求めます。